

## 令和 8 年度地域集会所整備費補助金 制度概要

	主な条件	対象面積・補助金額
新築	<p>① 3 以上の町内会が建設主体であること。 2 以下の場合、総世帯数が概ね 600 世帯以上。</p> <p>② 建設用地が確保されていること。</p> <p>③ 公民館等から遠距離にあり、利用が不便であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯数 101～300 の場合 対象面積は <math>115.5 \text{ m}^2</math> (約 35 坪) を上限 <math>115.5 \text{ m}^2 / 3.3 \text{ m}^2 \times</math> 実施建設単価(318,000 円まで) <math>\times 1/2 =</math> <u>5,565,000 円</u></li> <li>・ 世帯数 301～500 の場合 対象面積は <math>165 \text{ m}^2</math> (約 50 坪) を上限 <math>165 \text{ m}^2 / 3.3 \text{ m}^2 \times</math> 実施建設単価(318,000 円まで) <math>\times 1/2 =</math> <u>7,950,000 円</u></li> <li>・ 世帯数 501～の場合 対象面積は <math>231 \text{ m}^2</math> (約 70 坪) を上限 <math>231 \text{ m}^2 / 3.3 \text{ m}^2 \times</math> 実施建設単価(318,000 円まで) <math>\times 1/2 =</math> <u>11,130,000 円</u></li> </ul>
建替え	<p>市補助金を受けて新築又は建替えをしたものについては、新築又は建替え後 24 年以上経過していること。(災害等除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯数にかかわらず 対象面積は <math>297 \text{ m}^2</math> (約 90 坪) を上限 <math>297 \text{ m}^2 / 3.3 \text{ m}^2 \times</math> 実施建設単価(318,000 円まで) <math>\times 1/2 =</math> <u>14,310,000 円</u></li> </ul>
改修	<p>① 改修工事経費が 100 万円以上。</p> <p>② 補助金を受けて新築、建替え、改修したものについては、新築又は建替え後 15 年以上、改修後 10 年以上経過していること。(災害等による場合を除く。)</p>	<p>改修工事経費の 1/2 以内の額 上限額 <u>2,000,000 円</u></p>
トイレ水洗化に伴う改修	<p>① 下水道又は農業集落排水処理施設(以下「処理施設」)への接続及び付帯する改修工事経費の合計額が 50 万円以上。</p> <p>② 合併処理浄化槽の設置及び付帯する改修工事経費の合計額が 100 万円以上。 なお、浄化槽の設置に当たっては、下水道又は農業集落排水供用開始区域(以下「供用開始区域」)外にあり、本管敷設が当分見込まれないこと。</p> <p>③ 補助金を受けて新築、建替え、トイレ水洗化に伴う改修をしたものについては、新築、建替え後 15 年以上、トイレ水洗化に伴う改修後 10 年以上経過していること(災害等による場合を除く)。</p>	<p>トイレ水洗化に伴う改修工事経費の 1/2 以内の額 上限額 <u>2,000,000 円</u></p>
トイレ洋式化に伴う改修	<p>① 既設便器の洋式化及び付帯する改修工事経費の合計額が 10 万円以上。</p> <p>② 供用開始区域内にある地域集会所の場合は、処理施設に接続していること。</p> <p>③ 補助金交付は、1 施設につき 1 回限りとする。</p>	<p>トイレ洋式化に伴う改修工事経費の 1/2 以内の額 上限額 <u>250,000 円</u></p>

※同一年度内に改修、トイレ水洗化及びトイレ洋式化に伴う改修を行う場合、補助金は重複して交付しない。  
(一財)自治総合センターのコミュニティセンター助成事業を実施する場合、補助金は重複して交付しない。